## (別紙)

諮問番号:令和4年諮問第1号 答申番号:令和4年答申第3号

# 答申書

第1 京都府行政不服審査会(以下「審査会」という。)の結論

本件諮問に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、審査請求人が国民年金障害基礎年金(以下「障害年金」という。)を遡及して受給したことを受けて、〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護を受ける審査請求人に対し、法第63条の規定による費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)を行ったことにつき、返還不要との処分庁の担当者による説明に反してなされたことに不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

# 第3 審査請求に至る経過等

1 平成29年11月7日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分 庁は、同日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。

この際、処分庁は、本件保護の開始に当たって、審査請求人に対し、法第63条の規定による費用返還義務等について説明し、審査請求人は、同月16日付けで、「最低生活維持のため活用すべき資産を保有し又は収入を得ていたことが判明したときは、法第63条(中略)に基づき貴福祉事務所が定める額を返還することを誓約します」とする誓約書を処分庁に提出した。

- 2 審査請求人は、かねて障害年金の受給権を有していたが、1による保護の開始日時 点では支給停止(平成29年11月1日停止)となっていたが、審査請求人は、平成31年 2月に○を開始したことを受けて、令和元年10月、改めて障害年金の受給(支給停止 の解除)の申請を行った。
- 3 処分庁は、2の申請がなされたことを受けて、今後、障害年金が遡及して支給される可能性が高いと判断し、令和元年10月11日、審査請求人に対し、障害年金が遡及して支給されたとしても費消しないよう指導した。
- 4 令和元年12月4日、処分庁は、審査請求人から、保護を辞退し、保護廃止後においては、障害年金で生計を立てたいとする意向を聴取した。この際、処分庁の担当者は、審査請求人に対し、障害年金のみでは生活の目途は見通せないため、保護の辞退は難しいのではないかとの意見を述べた。
- 5 令和元年12月23日、処分庁は、審査請求人から、病院(○市○内)での就労のため の面接があること及び就労する場合は当該病院の近く(同○内)に転居したいとする 意向について聴取した。

- 6 令和2年1月24日、処分庁は、審査請求人から、同年2月8日に○市○内に転居予定であること及び就労先は5の病院の看護助手の事務作業である旨を聴取するとともに、審査請求人から、生活保護辞退届、採用内定証明書及び転居先物件の関係書類一式を受理した。この際、処分庁の担当者は、審査請求人に対し、生活保護廃止後は障害年金や就労収入を計画的に活用して生計を立てること、保護廃止後に生活に困窮した場合は生活保護の相談を行われたい等の旨を説明した。
- 7 令和2年1月28日、処分庁は、審査請求人に対し、同年2月1日付けで本件転居に 係る敷金及び新居の日割家賃に係る保護費を支給することを決定した。
- 8 令和2年2月3日、処分庁は、審査請求人から、本件転居日が同月8日であること を確認したため、同月9日付けで、審査請求人世帯の保護を廃止する処分を行い、同 月10日、同処分に係る通知書を審査請求人に送付した。
- 9 この間、2の申請に基づく障害年金について、平成31年2月1日を支給停止の解除日とする年金決定がなされ、令和2年2月14日、審査請求人は、平成31年2月分から令和2年1月分までの12箇月分の障害年金の遡及受給分として合わせて〇円の支払を受けた(このとき受給した障害年金を以下「本件遡及年金」という。)。
- 10 令和2年2月26日、処分庁は、審査請求人から、保護廃止後の状況について聴取したところ、「本件遡及年金を受給したが、既に様々な諸費に全て費消した」との申告を受けた。この際、処分庁の担当者は、審査請求人に対し、本件遡及年金の相当額について法第63条の規定による費用返還決定処分を行うことになると説明した。
- 11 令和2年3月2日、処分庁は、審査請求人の就労予定先であった病院から、審査請求人の病状のため、就労できないと判断したことを確認した。
- 12 令和2年3月5日、処分庁は、○福祉事務所から、審査請求人から保護の再申請があったこと及び本件遡及年金の入金が同年2月14日にあったことを示す審査請求人の預金通帳の写しが提出されたとの連絡を受け、処分庁は、審査請求人に対し、本件入金が本件遡及年金によるものであることを示す年金事務所からの通知書の所在について確認したが、これを紛失したとの回答であったため、処分庁は、日本年金機構に直接照会することとし、同年8月5日、日本年金機構から、当該入金が本件遡及年金によるものであることを示す回答書の送付があった。
- 13 令和2年8月11日、処分庁は、審査請求人に対して、自立更生のためのやむを得ない用途に充てたいものがあれば、返還請求額からの控除を認める場合があることから、領収書など、これを具体的に挙証する資料があれば提出するよう求めた。
- 14 令和2年8月14日、審査請求人は、13の求めに対し、自立更生費控除の挙証資料となるべき領収書を探してみるが見つからないかもしれないと回答したため、同日、処分庁の担当者は、審査請求人に対して、当該挙証資料についての処分庁への提出期限を令和2年8月末とし、同年9月の第1週目までに審査請求人から連絡がなく、当該挙証資料が提出されない場合には、自立更生控除の申出がないものと判断する旨を説明した。
- 15 処分庁は、14の期限を相当程度経過した令和2年10月6日、審査請求人に対し、本件遡及年金の相当額○円を返還請求額とする本件処分を行い、同日、本件処分に係る決定通知書を送付した。
- 16 令和2年11月10日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査 請求を提起した。

### 第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次の理由により、本件処分の取消しを求めるというものである。

- (1) 就職するに当たり引っ越すことになったため、処分庁の担当者に家財や介護用品について相談していたところ、同担当者から、保護廃止後は本件遡及年金でやり繰りするよう説明を受けたものであり、後から返せといわれても費消してしまっているため残っていない。そもそも、本件遡及年金が振り込まれる前に保護が廃止された場合は返還不要との説明を受けており、本件処分は、これらの説明と相反したものである。
- (2) 就職先勤務のため転居したが、障害の状況等により就労することがかなわなくなり、再度保護申請するに至った。本件処分により多額の費用返還を請求されたことにより苦しんでいる。
- (3) よって、本件処分は、違法又は不当なものである。
- 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

- (1) 処分庁は、審査請求人に対し、本件遡及年金を受給した場合は、費消しないよう 指導していたにもかかわらず、審査請求人から本件遡及年金に係る〇円を全額費消 したとの申出を受けた。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対して、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものがあれば、当該費用返還額からの控除を認める場合があることから、領収書など、これを具体的に挙証する資料があれば提出するよう求めたが、本件処分を行うまでに提出がなかったため、自立更生費控除の適用を認めないこととして、本件処分を行ったものである。
- (3) 審査請求人が、処分庁の担当者からなされた説明として、「保護廃止後は本件遡及年金でやり繰りするように説明を受けた」、「本件遡及年金が振り込まれる前に保護が廃止された場合は、返還不要との説明を受けた」等とする点については、同担当者は、保護廃止後は、受給見込みであった定期的な障害年金収入及び就労収入(見込み)で計画的な生活設計を行うように指導したものであって、遡及年金を受け取った場合は、費用返還の対象とならず、生活費等に充ててもよいという趣旨で説明したものではない。
- (4) よって、本件処分は、適法かつ適正なものである。

## 第5 本件に係る法令の規定等

1 法令の規定

(1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力 その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件と して行われる。」と保護の補足性を規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働 大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金 銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」 と保護の基準を定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、 保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、 すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関 の定める額を返還しなければならない。」と規定している。同条にいう「資力」と は、基本的に法第4条第1項にいう「資産」と同義であり、積極財産の総称をいう ものと解されている。また、その受けた保護金品に相当する額を一律に返還させる のではなく、その金額の範囲内で返還額を決定することとしている。

# 2 関係通知等

- (1) 法第63条の規定の適用に関し、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問13の5の答(1)においては、「法第63条は、本来、資力はあるが、これを直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするもの」であり、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである」旨が示されている。
- (2) 遡及して受給した年金収入に係る返還金から自立更生費を控除する場合の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。)の1の(2)において、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮」し、他の収入に係る法第63条による返還の場合よりも「厳格に対応することが求められる」とされている。そのため、平成24年課長通知の1の(2)の(7)及び(4)においては、遡及して受給した年金収入に係る費用返還額は「原則として全額」とされ、「事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する」場合においても、「保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」とされている。
- (3) 遡及して受給した年金収入に係る資力の発生時点については、平成24年課長通知 1の(2)の(ウ)及び問答集問13の6の答(1)において、「年金受給権発生日」とされている。

### 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

- 1 審理員意見書の要旨
  - (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
  - (2) 理由
    - ア 審査請求人は、保護受給中の令和2年2月14日に本件遡及年金〇円を受領しているところ、平成24年課長通知の1の(2)の(f)及び問答集問13の6の答(1)において、年金受給権発生日が資力の発生時点とされていることから、本件においては、障害年金の支給停止が解除された平成31年2月1日の時点で審査請求人に当該資力が発生したものと認められる。

そうすると、審査請求人は、同日以降、資力がありながら保護を受けたものといえ、同年2月1日から保護廃止の前月である令和2年1月31日までに受給した保護費○円のうち、資力の限度である○円の範囲内で法第63条の規定による費用

返還義務を負う。

遡及して受給した年金に係る費用返還義務については、法第63条及び問答集問 13の5の答(1)によると、全額返還が原則である。

イ 平成24年課長通知1の(2)の(7)及び(4)によると、法第63条の規定による遡及 して受給した年金収入に係る費用返還は全額返還が原則であるところ、事前に相 談のあった真にやむを得ない理由により控除する場合があるが、その場合も、保 護の実施機関は慎重に必要性を検討することとされている。

本件において、審査請求人は、介護ベッド、テレビ等を購入したと主張しているところ、処分庁に対して挙証資料提出期限までに領収書等の資料を提出していない。また、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生費用控除の希望があれば申し出るよう案内したが、設定した期限内に返答はなかったことが認められる。

したがって、真にやむを得ない理由により控除すべき費用があるものとは認められないとした処分庁の判断に誤りは認められない。

ウ なお、審査請求人は、本件遡及年金を後から返せといわれるのは不当であると 主張する。

しかしながら、本件遡及年金の受給前、処分庁は、審査請求人に対し、障害年金が遡及して支給された場合、費消しないよう指導している。このことは、請求人も認めている。

また、審査請求人は、処分庁に対して、本件遡及年金を受給した後の令和2年 8月14日付けで「債務承認書及び返還誓約書」、「納入充当申出書」及び「債務承 認書兼分納誓約書」を提出しており、審査請求人自身も返還請求の可能性を認識 していたと認められる。処分庁の判断に誤りは認められない。

- エ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。
- 2 審査庁による諮問の要旨
  - (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1) の判断をしようとする理由 1 の(2) に同じ。

#### 第7 調査審議の経過

- 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会 第1部会
- 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和4年1月20日 審査庁が審査会に諮問

令和4年2月8日 第1回調査審議(第1部会)

令和4年3月4日 第2回調查審議(第1部会)

令和4年3月7日 答申

# 第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

処分庁は、保護受給中の審査請求人において、本件遡及年金〇円に係る資力が本件障害年金の受給権発生日である平成31年2月1日に発生したことをもって、法第63条の規定による費用返還決定処分の要件たる同条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当することを基礎事実とし、本件につき審査請求人からの自立更生費控除の申出もなかったことから、本件遡及年金の相当額を返還請求額とする本件処分を行ったものである。

本件遡及年金が、法第63条にいう資力に当たることは、審理員意見書において、第6の1の(2)のアで述べられているとおり、法、平成24年課長通知及び問答集に照らして、明らかであるといえる。

また、本件処分において自立更生費控除がなされなかったことについても、審理員意見書において、第6の1の(2)のイで述べられているとおり、処分庁は、審査請求人への説明を尽くし、自立更生費控除の申出に必要な相当の期間を置いた上で、法、平成24年課長通知及び問答集に照らして、本件処分を行ったものであるといえるから、この点についても処分庁の裁量判断に違法又は不当な点は認められない。

以上については、審査請求人においても、特にこれに反論する主張はないが、審査請求人は、第4の1のとおり、処分庁の担当者の説明と本件処分が相反するから、本件処分に違法又は不当があると主張するので、この点で、処分庁の裁量判断に違法又は不当な点がなかったかどうかについて、以下検討することとする。

- 2 まず、審査請求人が、処分庁の担当者の説明と本件処分が相反すると主張していることに関する基礎事実として、次の事実関係が認められる。
  - (1)審査請求人は、法第63条の規定による費用返還義務については、第3の1及び3のとおり、処分庁から説明を受けており、必要な理解をしていたと認められること。
  - (2) 保護廃止時における本件遡及年金の取扱いについては、令和2年1月24日、第3の6のとおり、処分庁の担当者から審査請求人に対する説明があったと認められること。ただし、その説明内容に関しては、審査請求人によれば、「保護廃止後は本件遡及年金でやり繰りするよう」説明され、「本件遡及年金が振り込まれる前に保護が廃止された場合は、本件遡及年金は返還不要である」との説明があったとし、これについて処分庁は、同担当者は、保護廃止後は受給見込みであった定期的な障害年金収入及び就労収入(見込み)で計画的な生活設計を行うように指導したのであって、遡及年金を受け取った場合は、費用返還の対象とならず、生活費等に充ててもよいという趣旨で説明したものではないとしていること。
  - (3) 令和2年2月26日、処分庁が、「本件遡及年金を受給したが、既に様々な諸費に 全て費消した」との申告を受けた際、審査請求人は、処分庁の担当者から、本件遡 及年金の相当額について法第63条の規定による費用返還決定処分を行うことになる 旨の説明を受けたこと。
  - (4) (2)及び(3)に係る処分庁の記録によれば、(2)の事実に関連して、「保護廃止後、 遡及年金などを考慮すると通常6か月程度は生活可能と思われるので計画的な生活 設計を行うことを指導」とあり、また、(3)の事実に関連して、法第63条の規定に よる費用返還決定処分を行うこととなるとの審査請求人への説明時には、併せて、 「遡及年金を何に使ったのか、様々な支援の末自立する計画であったものがなぜ上

手くいかなかったのか確認させてもらう」とある記載内容に鑑みると、少なくとも 処分庁の担当者としては、保護廃止後において、本件遡及年金を自立支援のために 活用させる趣旨で説明していたとみるのが合理的ではないかと思われること。

- 3 以上の事実認識に立った上で、審査請求人の主張する事項に関し、本件処分に係る 処分庁の裁量判断に合理性を欠く点がなかったかどうかを検討するに、2の(4)のと おり、少なくとも処分庁の担当者としては、保護廃止後において、本件遡及年金を自 立のために活用させる趣旨で説明していたとみるのが合理的と思われる(このような 取扱いが、法、平成24年課長通知及び問答集に照らして適当であったかどうかについては、本件判断の結果を左右するものではないから、ここでは検討しない。)が、仮 にそうであったとしても、審査請求人は、本件遡及年金〇円についてその入金日である令和2年2月14日からわずか12日後の同月26日までにその全額を費消したことを申 告しており、同担当者が本件遡及年金の使途として意図し、かつ、審査請求人に対し 説明した「6か月程度の生活への活用」に係る使途には現に充当されなかったことも、同時に明らかである。
- 4 審査請求人の主張からは、本件遡及年金に関しては、自立に向けた「6か月程度の生活への活用」に係る使途への充当の有無にかかわらず、「保護廃止後の支出であれば、いかなる場合でもその具体的な支出目的にかかわらず本件遡及年金に係る返還を要することはない」と審査請求人が認識し、同担当者の説明内容を、そのような内容のものとして捉えていたように思われるが、事実、そのような認識であったとしても、同担当者がそのような説明をしていた事実は認められず、かつ、同担当者の説明の趣旨がそのような内容のものでなかったことは、2の(3)のとおり、同担当者が当該費消に係る聴取の際、直ちに、法第63条の規定による費用返還決定処分の対象となる旨を説明していることからも明らかに認められる。

よって、審査請求人が、「保護廃止後の支出であれば、いかなる場合でもその具体的な支出目的にかかわらず本件遡及年金に係る返還を要することはない」と認識したことにより、本件処分を受けるべき結果が現に生じたのであったとしても、処分庁又は同市の帰責によるものとはいえず、これを何らかの権利侵害行為として、本件処分の取消しをもって審査請求人を保護すべき法的な理由はない。

5 以上のとおり、本件処分については、法令等の定めるところに従いなされ、処分庁の 裁量判断に違法又は不当な点はないといえるので、審査請求人の主張には理由がない。

#### 6 結論

以上の理由から、本件審査請求には、理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員(部会長)北村和生委員岩崎文子委員岡川芙巳